

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月10日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教務主任等の発令)</p> <p>第20条の7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長及び分校主任（以下「教務主任等」という。）は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭、指導養護教諭又は養護教諭の中から、舎監は当該学校の指導教諭、教諭、指導養護教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。））、養護助教諭、実習教諭又は実習助手の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(教務主任等の発令)</p> <p>第20条の7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長及び分校主任（以下「教務主任等」という。）は当該学校の指導教諭又は教諭の中から、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭、指導養護教諭又は養護教諭の中から、舎監は当該学校の指導教諭、教諭、指導養護教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。））、養護助教諭、実習教諭又は実習助手の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用規定)</p> <p>第7条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第2条、第5条の2から第8条まで、第9条から第11条まで、第13条から第17条まで、第18条から第20条まで、第20条の3の3、第20条の5の2（舎監に関する部分に限る。）、第20条の6から第25条まで、第46条、第49条、第53条及び第53条の2の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、高等学校管理運営規則<u>第20条の7中</u>「、教諭、指導養護教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭、実習教諭又は実習助手」とあるのは、「又は教諭」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第7条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第2条、第5条の2から第8条まで、第9条から第11条まで、第13条から第17条まで、第18条から第20条まで、第20条の3の3、第20条の5の2（舎監に関する部分に限る。）、第20条の6から第25条まで、第46条、第49条、第53条及び第53条の2の規定は、特別支援学校に準用する。この場合において、高等学校管理運営規則<u>第20条の7第1項中</u>「、教諭、指導養護教諭、養護教諭、助教諭、講師（常勤の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、養護助教諭、実習教諭又は実習助手」とあるのは、「又は教諭」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。